

議案第11号

多可町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

多可町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和5年3月1日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町職員の給与に関する条例（平成17年多可町条例第48号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項各号中「12,000円」を「16,000円」に改め、同条第2項第1号ア中「23,000円」を「27,000円」に、「12,000円」を「16,000円」に改め、同号イ中「23,000円」を「27,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

多可町職員の給与に関する条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(住居手当)</p> <p>第16条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するための住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額<u>12,000円</u>を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（町が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。）</p> <p>(2) 第17条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（町が設置する公舎その他規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額<u>12,000円</u>を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員であるものについては、第1号及び第2号に掲げる額の合計額）とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額</p> <p>ア 月額<u>23,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>12,000円</u>を控除した額</p> <p>イ 月額<u>23,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>23,000円</u>を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第16条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するための住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額<u>16,000円</u>を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（町が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。）</p> <p>(2) 第17条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（町が設置する公舎その他規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額<u>16,000円</u>を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員であるものについては、第1号及び第2号に掲げる額の合計額）とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額</p> <p>ア 月額<u>27,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>16,000円</u>を控除した額</p> <p>イ 月額<u>27,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>27,000円</u>を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>